

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第1号

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第4章 略 第5章 略 第1節～第6節 略 第7節 <u>免許証等の更新等(第69条―第72条)</u> 第8節・第9節 略 第6章～第8章 略 附則 (安全運転管理者等の届出) 第21条 略 2 略 3 略 (1) 安全運転管理者等の戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証(以下「免許証」という。)若しくは <u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)</u> の表面のみを複写機により複写したもの (2)～(4) 略 4 略 (緊急自動車の運転資格の審査) 第34条 略 2 略	目次 第1章～第4章 略 第5章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許 第1節～第6節 略 第7節 <u>免許証</u> の更新等(第69条―第72条) 第8節・第9節 略 第6章～第8章 略 附則 (安全運転管理者等の届出) 第21条 略 2 略 3 第1項の選任に係る届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 安全運転管理者等の戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証(以下「免許証」という。)を複写機により複写したもの (2)～(4) 略 4 略 (緊急自動車の運転資格の審査) 第34条 略 2 略

3 第1項の審査に合格した者については、その者の免許証の備考欄の最下段にその旨の記載を行い、又はその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

4 略

(仮運転免許申請等に係る添付書類)

第36条 施行規則第17条第2項第4号に規定する書類及び施行規則第21条第6項第2号に規定する書類の様式は、別記様式第32号の届出自動車教習所在所証明書のとおりとする。

(申請による免許の条件の付与の手続)

第46条の2 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与の申請は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、法第101条第1項の規定により免許証又は免許情報記録（以下「免許証等という。）の更新の申請を同時に行う場合は、この限りでない。

2 略

(限定解除審査及び運転免許条件変更審査)

第47条 略

2 略

(1) 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、準中型免許、普通第二種免許、普通免許、大型特殊第二種免許、大型特殊免許、^{けん}牽引第二種免許、^{けん}牽引免許、普通二輪免許、大型仮免許、中型仮免許又は普通仮免許で自動車等の種類を限定されたもの（普通免許でミニカーに限定されたものを除く。） おおむね1,200メートル

(2) 普通免許でミニカーに限定されたもの又は準中型仮免許で自動車等の種類を限定されたもの おおむね2,000メートル

(3) 略

3 略

(1) 略

(2) 第一種免許又は準中型仮免許若しくは普通仮免許（普通車はサポートカーに限る。）に係る技能審査にあっては、70パーセント以上の成績であること。

3 第1項の審査に合格した者については、その者の免許証の備考欄の最下段にその旨の記載を行うものとする。

4 略

(仮運転免許申請等に係る添付書類)

第36条 施行規則第17条第2項第4号に規定する書類及び施行規則第21条第3項第2号に規定する書類の様式は、別記様式第32号の届出自動車教習所在所証明書のとおりとする。

(申請による免許の条件の付与の手続)

第46条の2 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与の申請は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、法第101条第1項の規定により免許証の更新の申請を同時に行う場合は、この限りでない。

2 略

(限定解除審査及び運転免許条件変更審査)

第47条 略

2 技能審査は、次の各号に掲げる免許の種類及び自動車等の種類の限定の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。

(1) 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、準中型免許、普通第二種免許、普通免許、大型特殊第二種免許、大型特殊免許、^{けん}牽引第二種免許、^{けん}牽引免許、普通二輪免許、大型仮免許又は中型仮免許で自動車等の種類を限定されたもの（普通免許でミニカーに限定されたものを除く。） おおむね1,200メートル

(2) 普通免許でミニカーに限定されたもの又は準中型仮免許若しくは普通仮免許で自動車等の種類を限定されたもの おおむね2,000メートル

(3) 略

3 技能審査の合格基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 第一種免許又は準中型仮免許若しくは普通仮免許に係る技能審査にあっては、70パーセント以上の成績であること。

(3) 大型仮免許、中型仮免許又は普通仮免許（普通車はAT車に限る。）に係る技能審査にあっては、60パーセント以上の成績であること。

4 略

(技能審査の免除)

第48条 限定解除審査を受けようとする者が第66条第4項に規定する技能審査合格証明書を有する者で当該証明書に係る技能審査を受けた日から起算して1年を経過しないものであるときは、公安委員会は、その者が受けようとする限定解除に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、技能審査を免除することができる。

(条件解除の申出の手続)

第49条 略

2 前項の規定による申出は、運転免許センター（眼鏡等の視力に係る条件の全部又は一部の解除の申出にあっては、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センター）に、現に受けている免許に係る免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示し、かつ、別記様式第37号の条件解除申出書を提出して行わなければならない。ただし、法第101条第1項の規定により免許証等の更新の申請をしている場合は、この限りでない。

3 略

(免許証の記載事項の変更届出等の手続)

第50条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出及び法95条の5第2項の規定により読み替えて適用する法第94条第1項の規定による免許情報記録個人番号カードに係る変更の届出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センター又は警察署、さぬき警察署長尾交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

(免許証の再交付等の申請の手続)

第51条 略

2 施行規則第21条第6項の公安委員会規則で定める場合は、仮運転免許証以外の免許証の再交付を申請する場合とする。

3 免許証及び免許情報記録個人番号カードの双方を有する者が、免許証を

(3) 大型仮免許又は中型仮免許に係る技能審査にあっては、60パーセント以上の成績であること。

4 略

(技能審査の免除)

第48条 限定解除審査を受けようとする者が第66条第4項に規定する技能審査合格証明書を有する者で当該証明書に係る技能審査を受けた日から起算して3月を経過しないものであるときは、公安委員会は、その者が受けようとする限定解除に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、技能審査を免除することができる。

(条件解除の申出の手続)

第49条 略

2 前項の規定による申出は、運転免許センター（眼鏡等の視力に係る条件の全部又は一部の解除の申出にあっては、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センター）に、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、別記様式第37号の条件解除申出書を提出して行わなければならない。ただし、法第101条第1項の規定により免許証の更新の申請をしている場合は、この限りでない。

3 略

(免許証の記載事項の変更届出の手続)

第50条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センター又は警察署、さぬき警察署長尾交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

(免許証の再交付の申請の手続)

第51条 略

2 施行規則第21条第3項の公安委員会規則で定める場合は、仮運転免許証以外の免許証の再交付を申請する場合とする。

亡失等した場合において免許情報記録個人番号カードのみを保有する旨を申請するとき又は免許情報記録個人番号カードを亡失等した場合において免許証のみを保有する旨を申請するときは、別記様式第37号の2の免許保有状況変更届出書により行うものとする。

(特定免許情報の記録等の申請の手続)

第51条の2 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター、善通寺運転免許更新センター又は警察署に行わなければならない。

2 法第95条の2第11項の規定による免許情報記録個人番号カードのみを有する者の免許証の交付の申請は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。

3 施行規則第21条の2第3項及び第21条の9第3項の公安委員会規則で定める場合は、前項及び前条第3項の申請を行う場合とする。

(限定解除に係る技能教習及び技能審査)

第66条 略

運転することができる自動車等の種類を限定された免許を受けている者の区分	教習時間
略	
運転できる普通自動車が「普通車はA T車に限る」旨の限定を付されている普通免許を受けている者又は当該免許に係る卒業証明書（当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないものに限る。）を有する者	略
運転できる普通自動車が「普通車はA T車に限る」旨の限定を付された普通第二種免許を受けている者又は当該免許に係る卒業証明書（当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないものに限る。）を有する者	略
略	

2～4 略

(限定解除に係る技能教習及び技能審査)

第66条 運転することができる自動車等の種類を限定された者の限定解除に係る技能教習の教習時間の基準は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる教習時間のとおりとする。

運転することができる自動車等の種類を限定された免許を受けている者の区分	教習時間
略	
運転できる普通自動車が「普通車はA T車に限る」旨の限定を付されている普通免許を受けている者	略
運転できる普通自動車が「普通車はA T車に限る」旨の限定を付された普通第二種免許を受けている者	略
略	

2～4 略

第7節 免許証等の更新等

(免許の更新に係る通知事項及び通知の方法)

第69条 略

- (1) その者の免許証等の更新に係る法第101条第1項に規定する更新期間
- (2) その者が優良運転者（法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する優良運転者）又は一般運転者（同表の備考1のハに規定する一般運転者）に該当することとなる場合には、その旨
- (3)～(7) 略

(免許証等の更新の申請の手続)

第70条 略

(更新期間前における免許証等の更新の申請の手続)

第71条 略

(免許証等の更新に係る申請先の特例の手続)

第71条の2 略

(取消しの申請等の手続)

- 第77条 施行規則第30条の7第1項の規定による免許の取消しの申請書の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、当該提出を行う者の全ての種類の免許の取消しに係る申請書の提出にあつては県内の警察署長のいずれかを經由して、三豊警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者の一部の種類の免許の取消しに係る申請書の提出にあつてはその者の住所地を管轄する警察署長を經由して行うことができる。
- 2 施行規則第30条の7第4項の公安委員会規則で定める場合は、法第104条の4第1項後段の申出をしようとする者の免許の効力が停止されていない場合とする。

第7節 免許証の更新等

(免許の更新に係る通知事項及び通知の方法)

第69条 法第101条第3項の規定による免許の更新に係る書面の送付は、次に掲げる事項を記載した圧着はがきによるものとする。

- (1) その者の免許証の更新に係る法第101条第1項に規定する更新期間
- (2) その者が法第101条第3項に規定する優良運転者に該当することとなる場合には、その旨
- (3)～(7) 略

(免許証の更新の申請の手続)

第70条 略

(免許証の特例更新の申請の手続)

第71条 略

(免許証の経由更新の手続)

第71条の2 略

(取消しの申請等の手続)

- 第77条 施行規則第30条の9第1項の規定による免許の取消しの申請書の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、当該提出を行う者の全ての種類の免許の取消しに係る申請書の提出にあつては県内の警察署長のいずれかを經由して、三豊警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者の一部の種類の免許の取消しに係る申請書の提出にあつてはその者の住所地を管轄する警察署長を經由して行うことができる。
- 2 施行規則第30条の9第3項の公安委員会規則で定める場合は、法第104条の4第1項後段の申出をしようとする者の免許の効力が停止されていない場合とする。

(運転経歴証明書の交付等申請の手続)

第77条の2 施行規則第30条の8第1項の規定による運転経歴証明書交付等申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)等申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、前条第1項の申請書の提出と同時に行う運転経歴証明書交付等申請書の提出については、県内の警察署長を経由して行うことができる。

2 施行規則第30条の8第2項の公安委員会規則で定める場合は、前項の申請書の提出を運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに提出(三豊警察署長又は観音寺警察署長を経由して提出する場合を含む。)する場合とする。

3 運転経歴証明書のみを保有する者が、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損していない場合において法第105条の2第3項の規定により運転経歴情報の記録を申請するときは、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)等申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター、善通寺運転免許更新センター又は警察署に行わなければならない。

(運転経歴証明書の記載事項の変更届出等の手続)

第77条の3 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出及び施行規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードの住所等の変更の届出は、別記様式第46号の2の運転経歴証明書記載事項変更等届出書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センター又は警察署、さぬき警察署長尾交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

(運転経歴証明書の再交付の申請の手続)

第77条の4 施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書再交付申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)等申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。

2 施行規則第30条の11第2項の公安委員会規則で定める場合は、運転経歴

(運転経歴証明書の交付申請の手続)

第77条の2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書交付申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、前条第1項の申請書の提出と同時に行う運転経歴証明書交付申請書の提出については、県内の警察署長を経由して行うことができる。

2 施行規則第30条の10第2項の公安委員会規則で定める場合は、前項の申請書の提出(法第105条第2項において読み替えて準用する法第104条の4第5項の規定により申請する者が行うものを除く。)を運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに提出(三豊警察署長又は観音寺警察署長を経由して提出する場合を含む。)する場合とする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更届出の手続)

第77条の3 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、別記様式第46号の2の運転経歴証明書記載事項変更届出書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センター又は警察署、さぬき警察署長尾交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

(運転経歴証明書の再交付の申請の手続)

第77条の4 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書再交付申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は善通寺運転免許更新センターに行わなければならない。

2 施行規則第30条の13第2項の公安委員会規則で定める場合は、運転経歴

証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損していない場合とする。

(運転経歴証明書の返納の手続)

第77条の5 施行規則第30条の12の規定による運転経歴証明書の返納は、別記様式第46号の3の運転経歴証明書返納届により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センターに、又は県内の警察署長のいずれかを經由して行わなければならない。

(運転経歴情報の抹消の手続)

第77条の6 施行規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消の申請は、別記様式第46号の4の運転経歴情報抹消届により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター、善通寺運転免許更新センター又は警察署に行わなければならない。

(免許証の返納等の手続)

第78条 法第95条の2第4項及び法第106条の3第1項の規定による免許証の返納又は同条第4項の規定による免許証の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センターに、県内の警察署長のいずれかを經由して行わなければならない。

(免許情報記録の抹消)

第78条の2 法第95条の2第10項又は法第106条の4第1項の規定による免許情報記録の抹消は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター、善通寺運転免許更新センター又は警察署に行わなければならない。

(高齢者講習に係る通知事項及び通知の方法)

第92条 略

- (1) 免許証等の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。）を受けていなければならない旨
- (2)～(6) 略

証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損していない場合とする。

(運転経歴証明書の返納の手続)

第77条の5 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センターに、又は県内の警察署長のいずれかを經由して行わなければならない。

(免許証の返納等の手続)

第78条 法第107条第1項の規定による免許証の返納又は同条第3項の規定による免許証の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センターに、県内の警察署長のいずれかを經由して行わなければならない。

(高齢者講習に係る通知事項及び通知の方法)

第92条 法第101条の4第5項第1号の規定による書面の送付は、次に掲げる事項を記載した圧着はがきによるものとする。

- (1) 免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。）を受けていなければならない旨
- (2)～(6) 略

2 略

(1) 略

(2) 免許証等の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に認知機能検査を受けていなければならない旨

(3)～(7) 略

3 略

(1) 略

(2) 免許証等の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に運転技能検査等（法第101条の4第3項に規定する検査をいう。以下同じ。）を受けていなければならない旨

(3)～(7) 略

（違反者講習の移送等）

第94条 公安委員会は、法第108条の3の2の規定による違反者講習の通知（以下この条において単に「講習の通知」という。）をしようとする場合において、当該通知に係る者がその住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに、現にその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下この条において「新公安委員会」という。）に別記様式第51号の違反者講習移送通知書（国際運転免許証等の場合は、別記様式第51号の2の違反者講習移送通知書）を送付するものとする。

2 公安委員会は、講習の通知をした後に、当該通知に係る者がその住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更した場合において、その者が新公安委員会の行う違反者講習の受講を希望するときは、新公安委員会に別記様式第52号の違反者講習通知移送通知書（国際運転免許証等の場合は、別記様式第52号の2の違反者講習通知移送通知書）を送付するものとする。

3 略

4 公安委員会は、前項の場合において、当該通知書に係る者が受講期間内に違反者講習を受けなかったときは、その者が違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する都道府県公安委員会に別記様式第53号の違反者講習期間経過通知書（国際運転免許証等の場合は、別記様式第53号の2の違反者講習期間経過通知書）を送付するものとする。

（若年運転者講習の移送）

2 法第101条の4第5項第2号の規定による書面の送付は、次に掲げる事項を記載した圧着はがきによるものとする。

(1) 略

(2) 免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に認知機能検査を受けていなければならない旨

(3)～(7) 略

3 法第101条の4第5項第3号の規定による書面の送付は、次に掲げる事項を記載した圧着はがきによるものとする。

(1) 略

(2) 免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に運転技能検査等（法第101条の4第3項に規定する検査をいう。以下同じ。）を受けていなければならない旨

(3)～(7) 略

（違反者講習の移送等）

第94条 公安委員会は、法第108条の3の2の規定による違反者講習の通知（以下この条において単に「講習の通知」という。）をしようとする場合において、当該通知に係る者がその住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに、現にその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下この条において「新公安委員会」という。）に別記様式第51号の違反者講習移送通知書を送付するものとする。

2 公安委員会は、講習の通知をした後に、当該通知に係る者がその住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更した場合において、その者が新公安委員会の行う違反者講習の受講を希望するときは、新公安委員会に別記様式第52号の違反者講習通知移送通知書を送付するものとする。

3 略

4 公安委員会は、前項の場合において、当該通知書に係る者が受講期間内に違反者講習を受けなかったときは、その者が違反者講習の基準に該当することとなった時における住所地を管轄する都道府県公安委員会に別記様式第53号の違反者講習期間経過通知書を送付するものとする。

（若年運転者講習の移送）

第94条の2 公安委員会は、法第108条の3の3の規定による若年運転者講習の通知（以下この条において単に「講習の通知」という。）をしようとする場合において、当該通知に係る者がその住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに、現にその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に別記様式第53号の3の若年運転者講習移送通知書を送付するものとする。

別記様式第16号の3（第12条の2、第12条の4関係）

誓約書	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
申請者	名称 代表者
当法人は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。	
1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人	
2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人	
（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
（2）拘禁刑以上若しくは懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	
（3）集团的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者	
（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	
（5）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
（6）精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第94条の2 公安委員会は、法第108条の3の3の規定による若年運転者講習の通知（以下この条において単に「講習の通知」という。）をしようとする場合において、当該通知に係る者がその住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに、現にその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に別記様式第52号の2の若年運転者講習移送通知書を送付するものとする。

別記様式第16号の3（第12条の2、第12条の4関係）

誓約書	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
申請者	名称 代表者
当法人は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。	
1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人	
2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人	
（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
（2）禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	
（3）集团的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者	
（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	
（5）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
（6）精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の15（第12条の10関係）

誓 約 書		
年 月 日		
香川県公安委員会 殿		
申請者	住 所 氏 名	
私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。		
1 18 歳未満の者 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3 <u>拘禁刑</u>以上若しくは懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は道路交通法第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者 4 集团的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第16号の15（第12条の10関係）

誓 約 書		
年 月 日		
香川県公安委員会 殿		
申請者	住 所 氏 名	
私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。		
1 18 歳未満の者 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者 4 集团的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第17号（第21条関係）

※ 整理番号													
安全運転管理者等に関する届出書													
年 月 日													
香 川 県 公 安 委 員 会 殿													
届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 住 所 電話 ()													
下記のとおり届け出ます。													
届出区分	選任 解任	1 安全運転管理者 2 副安全運転管理者	届出事項 の 変 更	1 届出者の氏名（名称）又は住所 2 使用の本拠の名称又は位置 3 安全運転管理者等の氏名又は職務上の地位									
① 選任年月日	年 月 日		⑧ 使用の本拠の名称	名 称									
② 安全運転管理者等の氏名	(ふりがな)			位 置	〒 -								
③ 資格要件	生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)		業 種 別	1 官公署 2 独立行政法人等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他								
	安全運転管理者	1 2年以上 2 公安委員会の教育修了者で1年以上			3 公安委員会の認定								
	副安全運転管理者	1 運転の管理経験1年以上 2 運転の経験3年以上	3 公安委員会の認定										
④ 職務上の地位			⑨ 使用の自動車台数	安全運転管理者の氏名									
⑤ 安全運転管理者等が運転免許を持っている場合	免許の種類			乗 用 貨 物 大 中 準 普 軽 大 中 準 普 軽 大型特殊 小型特殊 大型二輪 普通二輪 計									
	免許年月日												
	免許証の番号又は免許情報記録の番号												
⑥ 安全運転管理者等の勤務の態様	記録等 年 月 日		⑩ 運転免許の種類別	大型 中型 準中型 普通 大特 大自二 普自二 小 計									
	記録等 公安委員会			一 二 一 二 中 型 一 二 一 二 大 自 二 普 自 二 小 特 計									
⑦ 安全運転管理者等の略歴	勤務期間	勤務所	職 名	専従者数							予備者数		
	自・・・至・・・												
	自・・・至・・・												
	自・・・至・・・												
	自・・・至・・・												
備 考	1 届出者は、※印欄には記載しないこと。												
	2 選任届出書には、次の書類を添付すること。												
	① 戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証若しくは個人番号カード（表面のみ）を複写機により複写したもの ② 運転管理経歴証明書（副安全運転管理者にあっては、運転管理経歴証明書又は運転経歴証明書） ③ 運転記録証明書（運転記録証明期間が2年以上のものに限る。）												
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。													

別記様式第17号（第21条関係）

※ 整理番号													
安全運転管理者等に関する届出書													
年 月 日													
香 川 県 公 安 委 員 会 殿													
届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 住 所 電話 ()													
下記のとおり届け出ます。													
届出区分	選任 解任	1 安全運転管理者 2 副安全運転管理者	届出事項 の 変 更	1 届出者の氏名（名称）又は住所 2 使用の本拠の名称又は位置 3 安全運転管理者等の氏名又は職務上の地位									
① 選任年月日	年 月 日		⑧ 使用の本拠の名称	名 称									
② 安全運転管理者等の氏名	(ふりがな)			位 置	〒 -								
③ 資格要件	生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)		業 種 別	1 官公署 2 独立行政法人等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他								
	安全運転管理者	1 2年以上 2 公安委員会の教育修了者で1年以上			3 公安委員会の認定								
	副安全運転管理者	1 運転の管理経験1年以上 2 運転の経験3年以上	3 公安委員会の認定										
④ 職務上の地位			⑨ 使用の自動車台数	安全運転管理者の氏名									
⑤ 安全運転管理者等が運転免許を持っている場合	免許の種類			乗 用 貨 物 大 中 準 普 軽 大 中 準 普 軽 大型特殊 小型特殊 大型二輪 普通二輪 計									
	免許年月日												
	免許番号												
⑥ 安全運転管理者等の勤務の態様	交付年月日		⑩ 運転免許の種類別	大型 中型 準中型 普通 大特 大自二 普自二 小 計									
	勤務日勤 隔日 その他()			一 二 一 二 中 型 一 二 一 二 大 自 二 普 自 二 小 特 計									
⑦ 安全運転管理者等の略歴	勤務期間	勤務所	職 名	専従者数							予備者数		
	自・・・至・・・												
	自・・・至・・・												
	自・・・至・・・												
	自・・・至・・・												
備 考	1 届出者は、※印欄には記載しないこと。												
	2 選任届出書には、次の書類を添付すること。												
	① 戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証を複写機により複写したもの ② 運転管理経歴証明書（副安全運転管理者にあっては、運転管理経歴証明書又は運転経歴証明書） ③ 運転記録証明書（運転記録証明期間が2年以上のものに限る。）												
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。													

別記様式第19号（第21条関係）

運 転 経 歴 証 明 書			
住 所			
職、氏名及び年齢	年 月 日生（ 歳）		
勤 務 先 の 名 称	期 間	運 転 の 内 容	職 務 上 の 地 位
	年 月～ 年 月		
現 に 保 有 す る 運 転 免 許 の 内 容	第 号 年 月 日 公安委員会		
	免 許 の 種 類	免 許 年 月 日	免 許 の 条 件
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 使用者氏名			

- 備考 1 運転の内容は、運転の頻度、車種等を記入すること。
 2 使用者氏名は、使用者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とすること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第19号（第21条関係）

運 転 経 歴 証 明 書			
住 所			
職、氏名及び年齢	年 月 日生（ 歳）		
勤 務 先 の 名 称	期 間	運 転 の 内 容	職 務 上 の 地 位
	年 月～ 年 月		
現 に 保 有 す る 運 転 免 許 証 の 内 容	第 号 年 月 日 公安委員会		
	免 許 の 種 類	免 許 年 月 日	免 許 の 条 件
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 使用者氏名			

- 備考 1 運転の内容は、運転の頻度、車種等を記入すること。
 2 使用者氏名は、使用者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とすること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第31号（第33条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書																			
年 月 日																			
香川県公安委員会 殿																			
氏 名・生 年 月 日										年 月 日									
本 籍 ・ 国 籍																			
住 所																			
審査に係る緊急自動車の種類					大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪														
					MT車					AT車									
現 に 受 け て い る 免 許	記 録 等 公 安 委 員 会					公安委員会													
	特 定 免 許 情 報 の 記 録 等 年 月 日					年 月 日		免許情報記録等の 有効期間の末日			年 月 日								
	免許情報記録等の番号					第					号								
	第 一 種		二・小・原			年 月 日													
	免 許		そ の 他			年 月 日													
	第 二 種 免 許					年 月 日													
	免 許 の 種 類					大	中	準	普	大	大	普	小	牽	大	中	普	大	牽
					型	型	型	通	特	二	自	二	特・ 原付	引	二	二	二	二	二
免 許 の 条 件																			
緊 急 自 動 車 の 使 用 者					所 在 地														
					職 名														
					氏 名														

- 備考 1 本籍・国籍欄は、日本の国籍を有する者は本籍、その他の者は国籍を記載すること。
- 2 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第31号（第33条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書																			
年 月 日																			
香川県公安委員会 殿																			
氏 名・生 年 月 日										年 月 日									
本 籍 ・ 国 籍																			
住 所																			
審査に係る緊急自動車の種類					大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪														
					MT車					AT車									
現 に 受 け て い る 免 許	交 付 公 安 委 員 会					公安委員会													
	交 付 年 月 日					年 月 日		有効期間			年 月 日								
	免 許 証 番 号					第					号								
	第 一 種		二・小・原			年 月 日													
	免 許		そ の 他			年 月 日													
	第 二 種 免 許					年 月 日													
	免 許 の 種 類					大	中	準	普	大	大	普	小	牽	大	中	普	大	牽
					型	型	型	通	特	二	自	自	特・ 原付	引	二	二	二	二	二
免 許 の 条 件																			
緊 急 自 動 車 の 使 用 者					所 在 地														
					職 名														
					氏 名														

- 備考 1 本籍・国籍欄は、日本の国籍を有する者は本籍、その他の者は国籍を記載すること。
- 2 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第36号（第45条、第66条関係）

第	号
技 能 審 査 合 格 証 明 書	
写 真 押 出 し スタンプ	住 所
	氏 名
	年 月 日生
上記の者は、 年 月 日本 における 免 許に係る <u>を解除する</u> 技能審査に合格した 者であることを証明する。	
年 月 日	
所在地 香川県公安委員会指定 名 称	
管理者	印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第36号（第45条、第66条関係）

第	号
技 能 審 査 合 格 証 明 書	
写 真 押 出 し スタンプ	住 所
	氏 名
	年 月 日生
上記の者は、 年 月 日本 における 免 許に係る技能審査に合格した者であることを証明する。	
年 月 日	
所在地 香川県公安委員会指定 名 称	
管理者	印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第37号（第49条関係）

資料区分	58	受付場所	0000
生年月日	年 月 日		
免許証番号	登録年月日 年 月 日		
登録番号			
条件コード			

条件解除申出書			年 月 日
香川県公安委員会 殿			
氏 名			電話番号
免許の条件	旧		
	新		

現に受けている免許																		
	記録等公安委員会		公安委員会															
	特定免許情報の記録等年月日		年 月 日		免許情報記録等の有効期間の末日													
	免許情報記録等の番号		第 号															
	免許年月日・種類	第一種免許	二・小・原	年 月 日										昭和	平成	令和		
		免許の種類		大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二
		第一種免許	その他	年 月 日										昭和	平成	令和		
		第二種免許		年 月 日										昭和	平成	令和		
免許の条件																		

注意事項 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
2 文字は楷書で、数字はアラビア数字で丁寧に記入してください。
3 用紙は、汚したり折り曲げたりしないでください。

別記様式第37号（第49条関係）

資料区分	58	受付場所	0000
生年月日	年 月 日		
免許証番号	登録年月日		年 月 日
登録番号			
条件コード			

条件解除申出書			年 月 日
香川県公安委員会 殿			
氏 名			電話番号
免許の条件	旧		
	新		

免許証の写し																

注意事項 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
2 文字は楷書で、数字はアラビア数字で丁寧に記入してください。
3 用紙は、汚したり折り曲げたりしないでください。

別記様式第37号の2（第51条関係）

免許保有状況変更申出書(紛失等時)	
香川県公安委員会 殿	
年 月 日	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
紛失等の直前における免許証及び免許情報記録個人番号カード双方の保有の有無	有 ・ 無
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち紛失等したもの	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード
紛失等した理由	

現 に 受 け て い る 免 許	氏名			
	本籍			
	住所			
	交付		保有状況	
	記録日		有効欄の色	
	有効	免許証		
		免許情報		
	免許の条件等			
	交付公安委員会			
記録公安委員会				
免許証番号 第 号		記録番号 第 号		
二・小・原				
他				
二種				

免許保有状況	手続前	
変更情報	手続後	

注意事項 1 太線の特内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。

取扱者 _____

別記様式第45号（第64条関係）

コード	
第	号
卒業証明書	
写 真	住 所
押 出 し	氏 名
スタンプ	年 月 日生
上記の者は、年 月 日本 における	
免許に係る所定の教習を修了し、卒業した者であることを証明する。	
年 月 日	
所在地	
香川県公安委員会指定教習所の名称	
管理者 印	

第	号
卒業検定合格証明書	
上記卒業証明書記載の者は、年 月 日	
を用いた卒業検定に合格した者であることを証明する。	
年 月 日	
名 称	
技能検定員	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第45号（第64条関係）

コード	
第	号
卒業証明書	
写 真	住 所
押 出 し	氏 名
スタンプ	年 月 日生
上記の者は、年 月 日本 における	
免許に係る所定の教習を修了し、卒業した者であることを証明する。	
年 月 日	
所在地	
香川県公安委員会指定教習所の名称	
管理者 印	

第	号
卒業検定合格証明書	
上記卒業証明書記載の者は、年 月 日	
を用いた卒業検定に合格した者であることを証明する。	
年 月 日	
名 称	
技能検定員 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第46号（第77条の2、第77条の4関係）

資 料 区 分	経歴証明	—	(新規交付・再交付)
生 年 月 日	年 月 日		
取 り 消 し た (失効した) 免許証の番号			
登 録 年 月 日	年 月 日		
登 録 番 号			
受 付 場 所			

運転経歴証明書交付（再交付）等申請書 年 月 日					
香川県公安委員会 殿					
フリガナ			性 別	写 真	
氏 名	氏	名	男・女		
生 年 月 日	年 月 日		電話番号		
住 所					
※ 再 交 付	再交付を申請する理由				
	現に受けている 運転経歴証明書	交付年月日	年 月 日	照会番号	—
		交 付 公 安 委 員 会		公安委員会	
		運転経歴証明書番号			

注意事項 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。

別記様式第46号（第77条の2、第77条の4関係）

資 料 区 分	経歴証明	—	(新規交付・再交付)
生 年 月 日	年 月 日		
取 り 消 し た (失効した) 免許証の番号			
登 録 年 月 日	年 月 日		
登 録 番 号			
受 付 場 所			

運転経歴証明書交付（再交付）申請書 年 月 日					
香川県公安委員会 殿					
フリガナ			性 別	写 真	
氏 名	氏	名	男・女		
生 年 月 日	年 月 日		電話番号		
住 所					
※ 再 交 付	再交付を申請する理由				
	現に受けている 運転経歴証明書	交付年月日	年 月 日	照会番号	—
		交 付 公 安 委 員 会		公安委員会	
		運転経歴証明書番号			

注意事項 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。

別記様式第46号の2（第77条の3関係）

受付場所		資料区分	同時 記変	住 所	氏 名	氏名・住所	生年月日
			内・外				
生 年 月 日	年 月 日			性別	男	女	
運 転 経 歴 証 明 書 の 番 号				照会番号	—		
運 転 経 歴 情 報 記 録 の 番 号							
登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号		発行県			

運転経歴証明書記載事項変更等届				変更の 種別	氏 名	電話番号
年 月 日					生 年 月 日	
香川県公安委員会 殿					住 所	
届出者氏名			続柄		(県内・県外)	
変更した事項	新	フリガナ			生年月日	
		氏 名	氏	名	年 月 日	
		住 所				
	旧	フリガナ			生年月日	
		氏 名	氏	名	年 月 日	
		住 所				
現に受けている 運転経歴証明書		運転経歴情報記録の 年月日		年 月 日		
		記録等公安委員会		公安委員会		
		運転経歴情報記録の 番号				

- 注意事項
- 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
 - 2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - 3 変更の種別の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 4 現に受けている運転経歴証明書欄には、現に受けている経歴証明書に係る運転経歴情報記録の番号又は運転経歴証明書の番号、運転経歴情報記録の年月日を記載する。

別記様式第46号の2（第77条の3関係）

処理区分		資料区分	記変同時	住 所	氏 名	氏名・住所	生年月日
			県 内				
			県 外				
生 年 月 日	年 月 日			性 別	男	女	
運転経歴証明書の番号				照会番号	—		
登録年月日	年 月 日	登録番号		発行県			

運転経歴証明書記載事項変更届				変更の 種別	氏 名	電話番号
年 月 日					生 年 月 日	
香川県公安委員会 殿					住 所	
届出者氏名			続柄		(県内・県外)	
変更した事項	新	フリガナ			生年月日	
		氏 名	氏	名	年 月 日	
		住 所				
	旧	フリガナ			生年月日	
		氏 名	氏	名	年 月 日	
		住 所				
現に受けている 運転経歴証明書		交付年月日	年 月 日	照会番号	—	
		交 付 公 安 委 員 会		公安委員会		
		運転経歴証明書番号				

- 注意事項
- 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
 - 2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - 3 変更の種別の欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記様式第46号の3（第77条の5 関係）

運転経歴証明書返納届			
香川県公安委員会 殿		年 月 日	
氏 名			
生 年 月 日			

現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 書 証 明 書	氏名			生年月日	
	住所				
	交付				
	記録日				
			交付公安委員会		
			記録公安委員会		
証明書番号		第	号	情報記録番号	号
二・小・原					
他					
二種					

免許保有状況	手続前	
変更情報	手続後	

別記様式第46号の4（第77条の6 関係）

運転経歴情報抹消届			
香川県公安委員会 殿		年 月 日	
氏	名		
生	年 月 日		

現に受けている運転経歴情報	氏名			生年月日	
	住所				
	交付				
	記録日				

免許保有状況	手続前	
変更情報	手続後	

別記様式第47号（第76条関係）

再試験に係る取消処分通知書	
第 号 年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
香川県公安委員会 印	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
運 転 免 許 の 種 類	
免 許 証 の 番 号	第 年 月 日 号 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第 年 月 日 号 公安委員会記録等
取 消 し に 係 る 免 許 の 種 類	☐ 準中型 ☐ 普通 ☐ 大自二 ☐ 普自二 ☐ 原付
処 分 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第47号（第76条関係）

再試験に係る取消処分通知書	
第 号 年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
香川県公安委員会 印	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
運 転 免 許 の 種 類	
免 許 証 の 番 号	第 年 月 日 号 公安委員 会交付
取 消 し に 係 る 免 許 の 種 類	☐ 準中型 ☐ 普通 ☐ 大自二 ☐ 普自二 ☐ 原付
処 分 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第47号の2（第76条の2 関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

香川県公安委員会 印

処 分 執 行 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を行ったので通知する。

記

住 所	
氏 名	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
取消しに係る 免 許 の 種 類	☐ 大 型 ☐ 中 型 ☐ 大 二 ☐ 中 二 ☐ 普 二 ☐ 大特二 ☐ け引二
処分執行日	年 月 日
処 分 の 理 由	
備 考	

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第47号の2（第76条の2 関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

香川県公安委員会 印

処 分 執 行 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を行ったので通知する。

記

住 所	
氏 名	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免 許 の 種 類	☐ 大 型 ☐ 中 型 ☐ 大 二 ☐ 中 二 ☐ 普 二 ☐ 大特二 ☐ け引二
処分執行日	年 月 日
処 分 の 理 由	
備 考	

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第50号（第93条関係）

初 心 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書	
第 号	
年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
香 川 県 公 安 委 員 会 図	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委 員会交付
免許情報記録の 番 号	第 号 年 月 日 公安委 員会記録等
免 許 の 種 類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第50号（第93条関係）

初 心 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書	
第 号	
年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
香 川 県 公 安 委 員 会 図	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員 会交付
免 許 の 種 類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第51号（第94条関係）

違反者講習移送通知書	
第	号
年	月
公安委員会 殿	
香川県公安委員会 印	
下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
理 由	☐ 道路交通法第 102 条の 2 に該当
基準該当時 公安委員会	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第51号（第94条関係）

違反者講習移送通知書	
第	号
年	月
公安委員会 殿	
香川県公安委員会 印	
下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。	
住 所 本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証 国際運転免許証等	の番号 第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許 運転することが できる自動車等	の種類
理 由	☐ 道路交通法第 102 条の 2 に該当 ☐ 道路交通法第 107 条の 4 の 2 に該当
基準該当時 公安委員会	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第51号の2（第94条関係）

違反者講習移送通知書	
第 号	
年 月 日	
公安委員会 殿	
香川県公安委員会 印	
下記の者について違反者講習移送通知書を送付する。	
本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等	第 号 年 月 日
運転することができる 自動車等の種類	
理 由	☐ 道路交通法第107条の4の2に該当
基 準 該 当 時 会 公 安 委 員 会	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第52号（第94条関係）

違反者講習通知移送通知書	
第	号
年	月
公安委員会 殿	
香川県公安委員会 印	
下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
理 由	☐ 道路交通法第 102 条の 2 に該当
講習通知	年 月 日 公安委員会通知
基 準 該 当 時 会	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第52号（第94条関係）

違反者講習通知移送通知書	
第	号
年	月
公安委員会 殿	
香川県公安委員会 印	
下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。	
住 本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証 国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許 運転することが できる自動車等	の種類
理 由	☐ 道路交通法第 102 条の 2 に該当 ☐ 道路交通法第 107 条の 4 の 2 に該当
講習通知	年 月 日 公安委員 会通知
基 準 該 当 時 会	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第52号の2（第94条関係）

違反者講習通知移送通知書

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

香川県公安委員会 図

下記の者について違反者講習通知移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
理 由	☐ 道路交通法第107条の4の2に該当
講習通知	年 月 日 公安委員会通知
基準該当時 公安委員会	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第52号の2（第94条の2関係）

若年運転者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

香川県公安委員会 図

下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第53号（第94条関係）

違反者講習期間経過通知書	
第	号
年	月
公安委員会 殿	
香川県公安委員会 印	
下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。	
住	所
氏	名
生	年
月	日
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報 記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第53号（第94条関係）

違反者講習期間経過通知書	
第	号
年	月
公安委員会 殿	
香川県公安委員会 印	
下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。	
住	所
本邦における住所	
氏	名
生	年
月	日
免許証 国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許 運転することが できる自動車等	の種類
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第53号の2（第94条関係）

違反者講習期間経過通知書	
第 号	
年 月 日	
公安委員会 殿	
香川県公安委員会 印	
下記の者は、違反者講習を受講しないで受講期間を経過したので通知する。	
本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる 自 動 車 等 の 種 類	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第53号の3（第94条の2関係）

若年運転者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

香川県公安委員会 印

下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免許の種類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第57号（第99条関係）

運転習熟指導員資格審査申請書									
香川県公安委員会 殿									
年 月 日									
住所									
申請者 氏 名									
特定講習の 指導員	種 別	運転習熟指導員 (準中型免許・普通免許・大型二輪免許・普通二輪免許・原付免許)							
	講習終了日								
資格審査を 受けようとする者	本 籍								
	住 所								
	氏 名								
現に受けている免許	記 録 等 公安委員会			特定免許情報の 記録等年月日	年 月 日				
	免許情報記録 等の番号	第 号	免許情報 記録等の有効期間 の末日		年 月 日				
	第一種 免許	二・小・原 そ の 他	年 月 日	免許の 種類					
		年 月 日							
	第 二 種 免 許		年 月 日						
現有資格	教 習 指 導 員	普 通 二 輪	年 月 日	警察庁方式運転適性検査 (認定資格)					
		大 型 二 輪	年 月 日						
		普 通	年 月 日						
		準 中 型	年 月 日	第 号	年 月 日				
		中 型	年 月 日						
		大 型	年 月 日						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第57号（第99条関係）

運転習熟指導員資格審査申請書									
香川県公安委員会 殿									
年 月 日									
住所									
申請者 氏 名									
特定講習の 指導員	種 別	運転習熟指導員 (準中型免許・普通免許・大型二輪免許・普通二輪免許・原付免許)							
	講習終了日								
資格審査を 受けようとする者	本 籍								
	住 所								
	氏 名								
現有免許	公安委員会			交 付 日	年 月 日				
	免 許 番 号	第 号	有 効 年	年の誕生日まで有効					
	免 許 年 月 日	第一種 第二種免許	二・小・原 そ の 他	年 月 日	免許の 種類				
		年 月 日							
	年 月 日								
現有資格	教 習 指 導 員	普 通 二 輪	年 月 日	警察庁方式運転適性検査 (認定資格)					
		大 型 二 輪	年 月 日						
		普 通	年 月 日						
		準 中 型	年 月 日	第 号	年 月 日				
		中 型	年 月 日						
		大 型	年 月 日						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～29 略					1～29 略				
30 道路交通法（ 昭和35年法律第 105号）	第94条 第2項	略			30 道路交通法（ 昭和35年法律第 105号）	第94条 第2項	略		
	第95条 の2第 1項及 び第3 項	<u>個人番号カードへの特定 免許情報の記録</u>		○					
	第95条 の2第 4項	<u>免許証及び免許情報記録 個人番号カードを有する 者に係る免許証の返納の 受理</u>		○					
	第95条 の2第 5項	<u>免許を現に受けていない 者が免許証の交付を受け る際の特定免許情報の記 録</u>		○					
	第95条 の2第 6項	<u>個人番号カードに特定免 許情報を記録する場合に おける免許証の交付を希 望しない旨の届出の受理</u>		○					
	第95条 の2第 10項	<u>免許証及び免許情報記録 個人番号カードを有する 者に係る免許情報記録個 人番号カードの免許情報 記録の抹消</u>		○					

第95条 の2第 11項	免許情報記録個人番号カ ードのみを有する者に対 する免許証の交付		○
第95条 の3	免許情報記録個人番号カ ードに記録された免許情 報記録の書換え		○
第95条 の3	免許情報記録個人番号カ ードへの条件の電磁的方 法による記録		○
第95条 の4第 1項	免許証及び免許情報記録 個人番号カードを有する 者に係る免許証の交付及 び免許情報記録の書換え		○
第95条 の4第 2項	免許証及び免許情報記録 個人番号カードを有する 者に係る免許証の条件の 付与又は変更及び条件の 電磁的方法による記録		○
第95条 の5第 2項	免許情報記録個人番号カ ードのみを有する者に係 る免許証の記載事項変更 届出書の受理		○
第95条 の5第 4項	国家公安委員会からの通 報の受理		○
第97条 第1項	略		
略			
第101 条第3 項	免許証等の更新の申請に 係る書面の送付	略	
第101 条第5 項及び	免許証等の更新時の適性 検査の実施及び結果の判 定並びに免許証等の更新	略	

第97条 第1項	略	
略		
第101条 第3項	<u>免許証</u> の更新の申請に係る書面の送付	略
第101条 第5項及び	<u>免許証</u> の更新時の適性検査の実施及び結果の判定並びに <u>免許証</u> の更新及び	略

第6項 本文並 びに第 101条 の3第 2項	及び不更新		
第101 条第6 項後段	<u>経由地公安委員会への免 許情報記録の有効期間の 更新の通知及び免許情報 記録の書換え</u>		○
第101 条の2 第3項 及び第 4項並 びに第 101条 の3第 2項	更新期間前における更新 時の適性検査の実施及び 結果の判定並びに更新期 間前における <u>免許証等</u> の 更新及び不更新	略	
第101 条の2 の2第 3項	<u>経由地公安委員会での免 許情報記録の書換えの申 出の受理</u>		○
第101 条の2 の2第 4項	略		
第101 条の2 の2第 5項	<u>更新申請書の内容及び適 性検査の結果の通知又は 通知の受理</u>	略	
第101 条の2 の2第	略		

第6項 並びに 第101 条の3 第2項	不更新		
第101 条の2 第3項 及び第 4項並 びに第 101条 の3第 2項	更新期間前における更新 時の適性検査の実施及び 結果の判定並びに更新期 間前における <u>免許証</u> の更 新及び不更新	略	
第101 条の2 の2第 2項	略		
第101 条の2 の2第 3項	<u>適性検査の結果を記載し た書面等の送付又は受理</u>	略	
第101 条の2 の2第	略		

6 項			
第101条の2第7項	略		
略			
第101条の4第4項	運転技能検査等の結果に基づく <u>免許証等</u> の不更新	略	
略			
第101条の4第5項第3号	略		
第101条の2第2項	個人番号カードに特定免許情報を記録する場合における <u>免許証の交付を希望しない旨の申出の受理</u>		○
第101条の2第4項	経由地公安委員会で <u>免許情報記録の書換えを受けた場合における免許証の返納の受理</u>		○
第101条の5	略		
略			
第103条の2第5項	略		
第103条の2第6項	略		
略			
第104条の3	警察官からの出頭命令に係る通知	略	

<u>4 項</u>		
<u>第101条の2の2第5項</u>	略	
略		
第101条の4第4項	運転技能検査等の結果に基づく <u>免許証</u> の不更新	略
略		
第101条の4第5項第3号	略	
第101条の5	略	
略		
<u>第103条の2第4項</u>	略	
<u>第103条の2第5項</u>	略	
略		
<u>第104条の3</u>	警察官からの出頭命令に係る通知及び保管した免	略

第3項		
第104条の4第2項	略	
略		
第105条の2第1項及び第2項	免許を取り消された者及び免許が失効した者に係る運転経歴証明書の交付	略
第105条の2第3項及び第4項	免許を取り消された者及び免許が失効した者に係る個人番号カードへの記録	略
略		
第106条の3第1項	略	
第106条の3第2項	略	
第106条の3第3項	他の種類の免許に係る免許証の交付を受ける際の個人番号カードへの特定免許情報の記録	○
第106条の3第3項	個人番号カードに他の種類の免許に係る特定免許情報を記録する場合における免許証の交付を希望しない旨の届出の受理	○

第4項	許証の受理	
第104条の3第5項	免許の効力の停止の期間が満了した場合における保管した免許証の返還	*○
第104条の4第2項	略	
略		
第104条の4第6項	免許を取り消された者に対する運転経歴証明書の交付	略
第105条第2項	免許証の更新を受けなかった者に対する運転経歴証明書の交付（第104条の4第6項の準用）	略
略		
第107条第1項	略	
第107条第2項	略	

<u>第106条の3第4項</u>	略		
<u>第106条の3第5項</u>	略		
<u>第106条の4第1項</u>	<u>免許情報記録の抹消</u>		<u>○</u>
<u>第106条の4第2項</u>	<u>免許情報記録の書換え</u>		<u>○</u>
<u>第107条</u>	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る免許証の交付</u>		<u>○</u>
<u>第107条</u>	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る免許証の記載事項変更届出書の受理</u>		<u>○</u>
<u>第107条</u>	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る免許証等の更新の申請に係る書面の送付</u>		<u>○</u>
<u>第107条</u>	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る免許証等の更新時の適性検査の実施及び結果の判定並びに免許証等の更新及び不更新</u>		<u>○</u>
<u>第107条</u>	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る経由地公安委員会への免許情報の有効期間の更新の通知及び免許情報記録の書換え</u>		<u>○</u>
<u>第107条</u>	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る更新期間前における更新時の適性検査</u>		<u>○</u>

<u>第107条第3項</u>	略		
<u>第107条第4項</u>	略		

	<u>の実施及び結果の判定並びに更新期間前における免許証等の更新及び不更新</u>		
第107条	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る経由地公安委員会の適性検査の実施</u>		○
第107条	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る適性検査の結果を記載した書面等の送付又は受理</u>		○
第107条	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る講習を受講した旨の通知又は通知の受理</u>		○
第107条	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る適性検査の実施及び適性検査を受けるべき旨の通知</u>		○
第107条	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る認知機能検査等の実施</u>		○
第107条	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る運転技能検査等の実施</u>		○
第107条	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る運転技能検査等の結果に基づく免許証の不更新</u>		○
第107条	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る高齢者講習に係る書面の送付</u>		○
第107条	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る認知機能検査</u>		○

	<u>等に係る書面の送付</u>		
第107条	<u>免許の効力の停止を受けた者に係る運転技能検査等に係る書面の送付</u>		○
第107条の3の2	略		
略			
第107条の5第9項	略		
第107条の5第10項	仮禁止通知書及び国際運転免許証等の受理（ <u>第103条の2第5項の準用</u> ）	略	
第107条の5第10項	仮禁止通知書及び国際運転免許証等の送付（ <u>第103条の2第6項の準用</u> ）	略	
第107条の5第11項	略		
第107条の5第11項	警察官からの出頭命令に係る通知の受理（ <u>第104条の3第3項の準用</u> ）	略	
略			
略			
第33条の6の	<u>免許証等の更新を受けることができなかったやむ</u>	略	

第107条の3の2	略		
略			
第107条の5第9項	略		
第107条の5第10項	仮禁止通知書及び国際運転免許証等の受理（ <u>第103条の2第4項の準用</u> ）	略	
第107条の5第10項	仮禁止通知書及び国際運転免許証等の送付（ <u>第103条の2第5項の準用</u> ）	略	
第107条の5第11項	略		
第107条の5第11項	警察官からの出頭命令に係る通知及び保管した <u>国際運転免許証等</u> の受理（ <u>第104条の3第4項の準用</u> ）	略	
第107条の5第11項	<u>自動車等の運転の禁止の期間の満了又は出国に係る保管した国際運転免許証等の返還（第104条の3第5項の準用）</u>		○
略			
略			
第33条の6の	<u>免許証の有効期間の更新を受けることができな</u>	略	

(2) 道路交通 法施行規則（ 昭和35年総理 府令第60号）	270号)	2第6 号	を得ない事情の認定	
		略		
		略		
		第29条 の5第 1項	略	
		第30条 の7第 5項	略	
		第30条 の10第 1項	略	
		第30条 の11第 1項	略	
		第30条 の12第 1項か ら第3 項まで	略	
		第30条 の15第 1項	運転経歴情報記録個人番 号カードのみを有する者 に係る住所等の変更の届 出の受理	○
		第30条 の16第 1項及 び第2 項	運転経歴情報の抹消	○
		第31条 の4	略	
		第31条 の4の	免許が取り消された者が 受けている他の種類の免	○

(2) 道路交通 法施行規則（ 昭和35年総理 府令第60号）	270号)	2第6 号	ったやむを得ない事情の 認定	
		略		
		略		
		第29条 の5第 1項	略	
		第30条 の9第 4項	略	
		第30条 の12第 1項	略	
		第30条 の13第 1項	略	
		第30条 の14	略	
		第31条 の4	略	

		5	許に係る免許情報記録の 書換え		
		第31条 の4の 7	略		
		略			
	(3)～(17)	略			
	31～102	略			
	備考 略				

		第31条 の4の 2	略		
		略			
	(3)～(17)	略			
	31～102	略			
	備考 略				

(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記様式第1号（第2条関係）	別記様式第1号（第2条関係）

通 知 書		第 号
		年 月 日
香川県公安委員会 殿		
警察署長 印		
下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第8条の規定により通知する。		
自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	〒 ()
	氏 名	電話
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた理由		
添 付 書 類		☐ 自動車保管場所確保状況回答書 ☐ 現認報告書 ☐ 保管場所法切符 ☐ 交通反則切符 ☐ 交通切符 ☐ その他 ()

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

通 知 書		第 号
		年 月 日
香川県公安委員会 殿		
警察署長 印		
下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第8条の規定により通知する。		
自 動 車 の 番 号 標 の 番 号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	〒 ()
	氏 名	() 局 番
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた理由		
添 付 書 類		☐ 自動車保管場所確保状況回答書 ☐ 現認報告書 ☐ 保管場所法切符 ☐ 交通反則切符 ☐ 交通切符 ☐ その他 ()

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

(表)

自動車運行供用制限書

第 号

年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

自動車の保管場所の確保等に関する法律第9条第1項の規定により、下記のとおり自動車の運行を禁止する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	〒 () 電話
	氏 名	
禁 止 の 理 由		

裏面の注意事項をよく読んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

(表)

自動車運行供用制限書

第 号

年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

自動車の保管場所の確保等に関する法律第9条第1項の規定により、下記のとおり自動車の運行を禁止する。

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の所有者	住 所	〒 () () 局 番
	氏 名	
禁 止 の 理 由		

裏面の注意事項をよく読んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

注 意 事 項

- 1 運行供用が制限された自動車については、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。運行した場合は、3月以下の拘禁刑若しくは懲役又は20万円以下の罰金に処されます。
- 2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。
- 3 その他不明な点は、下記の連絡先に問い合わせてください。

連絡先

〒 ()

電話

(裏)

注 意 事 項

- 1 運行供用が制限された自動車については、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。運行した場合は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されます。
- 2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。
- 3 その他不明な点は、下記の連絡先に問い合わせてください。

連絡先

〒 ()

() 局 番 (内)

別記様式第 4 号（第 4 条関係）

略

(表)

(裏)

注	意	事	項
1 報告事項については、同封の報告・資料提出回答書により回答してください。			
2 提出資料については、同封の報告・資料提出回答書に資料を添付して回答してください。			
3 報告・資料提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで持参し、又は郵便若しくは信書便により送付してください。			
4 報告・資料提出の期日までに回答をせず、又は虚偽の回答をした場合は、10 万円以下の罰金に処されることがあります。			
連絡先			
〒 ()			
警察本部 部 課 係			
警察署 課 係			
電話			

別記様式第 4 号（第 4 条関係）

略

(表)

(裏)

注	意	事	項
1 報告事項については、同封の報告・資料提出回答書により回答してください。			
2 提出資料については、同封の報告・資料提出回答書に資料を添付して回答してください。			
3 報告・資料提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで持参し、又は郵便若しくは信書便により送付してください。			
4 報告・資料提出の期日までに回答をせず、又は虚偽の回答をした場合は、10 万円以下の罰金に処されることがあります。			
連絡先			
〒 ()			
警察本部 部 課 係			
警察署 課 係			
() 局 番			

(道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部改正)

第4条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																								
別記様式第4号（第5条関係） 〒 年 月 日 意見の聴取通知書 香川県公安委員会 香川県警察本部長 あなたに対する右の記載理由に係る道路交通法第104条の規定による意見の聴取を下記により行いますので通知します。 意見の聴取の期日 年 月 日 時 分 (時間厳守のこと) 意見の聴取の場所 ※ 裏面を必ずお読みください。 (表) 処分しようとする理由 <table><thead><tr><th>違反・事故の発生年月日</th><th>違反行為の種類等</th><th>事故内容</th><th>点数</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>点</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>過去3年以内における前歴の回数</td><td>回</td><td>累積点数</td><td>点</td></tr><tr><td>過去5年以内における取消歴等の有無</td><td>有 ・ 無</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (裏) 意見の聴取に関する留意事項 このたび、あなたに対する行政処分を行うため、意見の聴取通知書をお送りします。 1. 意見の聴取とは、 道路交通法の規定により運転免許を取消し、又は免許の効力を90日以上停止しようとするときは、行政処分をする前に処分の理由となっている交通事故又は交通法令違反の事実について、あなたの利益となる申立てや証拠があればその申立てを聴取したり、証拠を提出していただき、それらも参考にして審理し、処分の公正を期そうとするものです。 2. 注意事項 ①あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。 ②あなたは、代理人を選任することができます。 (代理人を選任したときは、同封の代理人選任届を当日代理人から提出してください。) ③あなたは、行政庁の許可を得て補佐人とともに出頭することができます。 ④あなた、あなたの代理人又は補佐人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、有利な証拠を提出することができます。 香川県警察本部交通部運転免許課 行政処分係 電話 ()	違反・事故の発生年月日	違反行為の種類等	事故内容	点数				点																																					過去3年以内における前歴の回数	回	累積点数	点	過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無			別記様式第4号（第5条関係） 〒 年 月 日 意見の聴取通知書 香川県公安委員会 香川県警察本部長 あなたに対する右の記載理由に係る道路交通法第104条の規定による意見の聴取を下記により行いますので通知します。 意見の聴取の期日 年 月 日 時 分 (時間厳守のこと) 意見の聴取の場所 ※ 裏面を必ずお読みください。 (表) 処分しようとする理由 <table><thead><tr><th>違反・事故の発生年月日</th><th>違反行為の種類等</th><th>事故内容</th><th>点数</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>点</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>過去3年以内における前歴の回数</td><td>回</td><td>累積点数</td><td>点</td></tr><tr><td>過去5年以内における取消歴等の有無</td><td>有 ・ 無</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (裏) 意見の聴取に関する留意事項 このたび、あなたに対する行政処分を行うため、意見の聴取通知書をお送りします。 1. 意見の聴取とは、 道路交通法の規定により運転免許を取消し、又は免許の効力を90日以上停止しようとするときは、行政処分をする前に処分の理由となっている交通事故又は交通法令違反の事実について、あなたの利益となる申立てや証拠があればその申立てを聴取したり、証拠を提出していただき、それらも参考にして審理し、処分の公正を期そうとするものです。 2. 注意事項 ①あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。 ②あなたは、代理人を選任することができます。 (代理人を選任したときは、同封の代理人選任届を当日代理人から提出してください。) ③あなたは、行政庁の許可を得て補佐人とともに出頭することができます。 ④あなた、あなたの代理人又は補佐人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、有利な証拠を提出することができます。 香川県警察本部交通部運転免許課 行政処分係 電話 ()	違反・事故の発生年月日	違反行為の種類等	事故内容	点数				点																																					過去3年以内における前歴の回数	回	累積点数	点	過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無		
違反・事故の発生年月日	違反行為の種類等	事故内容	点数																																																																																																						
			点																																																																																																						
過去3年以内における前歴の回数	回	累積点数	点																																																																																																						
過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無																																																																																																								
違反・事故の発生年月日	違反行為の種類等	事故内容	点数																																																																																																						
			点																																																																																																						
過去3年以内における前歴の回数	回	累積点数	点																																																																																																						
過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無																																																																																																								

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条中道路交通法施行細則第 47 条、第 48 条、第 66 条、別記様式第 36 号、別記様式第 45 号及び別記様式第 57 号の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
 - (2) 第 1 条中道路交通法施行細則別記様式第 16 号の 3 及び別記様式第 16 号の 15 の改正規定並びに第 3 条の規定 令和 7 年 6 月 1 日
- 2 第 1 条及び第 3 条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。